

別表第1（第10条関係）

【 公開の対象とする会議 】

附属機関

会議の名称	設置根拠	所管課(室)
東大阪市社会教育委員の会議	社会教育法 東大阪市社会教育委員に関する条例	社会教育課
東大阪市区書館協議会	図書館法 東大阪市立図書館条例	社会教育課
東大阪市青少年問題協議会	執行機関の附属機関に関する条例	青少年教育課
青少年センター運営委員会	東大阪市立青少年センター条例	長瀬青少年センター 荒本青少年センター
東大阪市立公民館運営審議会	社会教育法 東大阪市立公民館運営審議会条例	社会教育センター